

第10次あけみお福祉プラン

名護市高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画

【概要版】

地域で生き活きと安心して暮らす

～ 集い、ゆいまーるでつながる あけみおのまち ～

令和6(2024)年3月

名護市



計画策定の背景と目的

わが国の高齢化率は令和7(2025)年に 29.6%(75 歳以上の割合は 17.5%)、令和 22(2040)年には 34.8%(同 19.7%)になると予測されています。高齢化の進行に伴い、要介護認定者及び認知症高齢者の増加、介護者の高齢化などへの対応だけでなく、生活の中で小さな困りごとを抱える高齢者がこれまでにない規模で増加することを意味しています。

本市ではこれまで、高齢者ニーズを踏まえた介護保険サービス基盤の拡充及び質の確保、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取り組み、介護予防施策の推進を図ってきましたが、将来の人口動態を踏まえた上で、「たとえ重度な要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の構築」が本計画の最大のテーマです。

そのため、住まい、医療、介護、予防、生活支援など、地域の多様な資源を連携させ、地域全体で高齢者をサポートする地域包括ケアシステムの深化に継続して取り組みます。

本計画で迎える令和7(2025)年、さらにその先の令和 22(2040)年という人口動態の大きな変化を見据えつつ、高齢者誰もが役割を持ち、支え合いながら暮らせる社会の実現に向けた取り組みを進めるため、「第 10 次あけみお福祉プラン～名護市高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画」を策定します。

計画期間

令和 22(2040)年の社会動向を見通しつつ、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間を計画期間とします。

計画理念(あるべき姿)

本市は、都市地域と農村地域という地域特性を有しています。

都市地域では余暇を楽しむ高齢者の姿が比較的多くみられるものの、地域との関わりは希薄化し、高齢者が地域社会において役割を担う機会が減少しているといった特徴がみられます。

農村地域では高齢化の進展、交通手段を持たない高齢者も増えているなどの理由から閉じこもりがちになる高齢者もみられます。しかし、住民間の交流は活発であり、高齢者も一定程度、地域の役割を担っています。

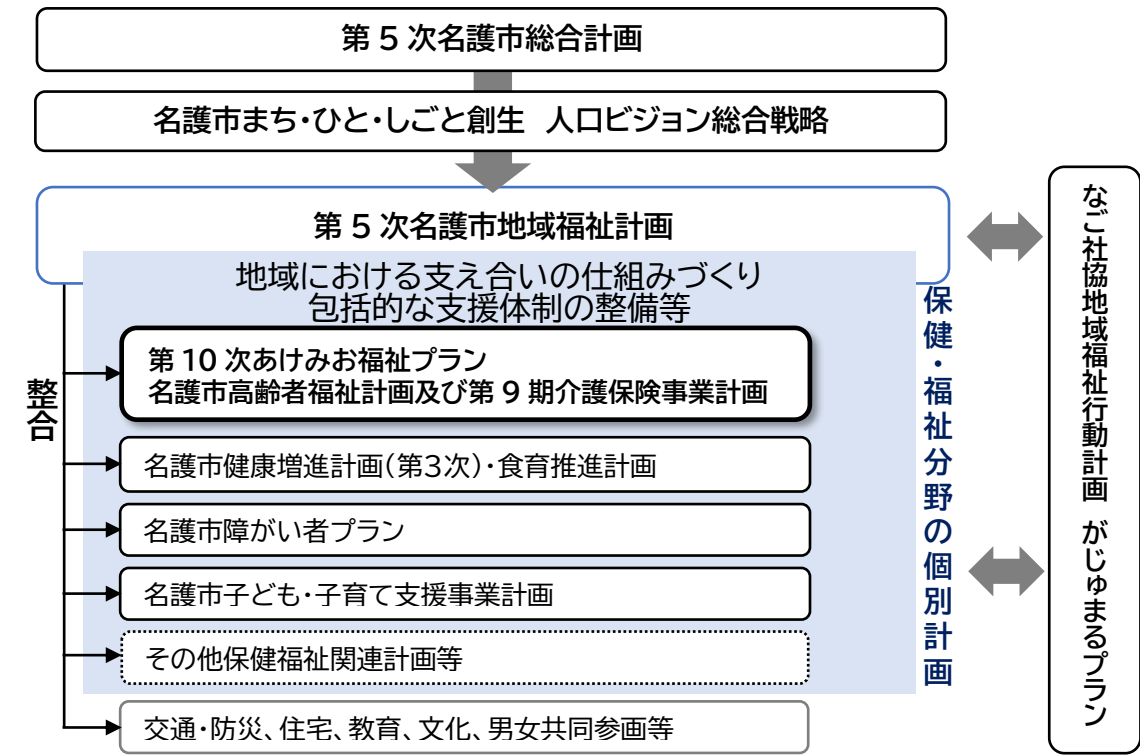
都市地域における社会資源、農村地域における人とのつながりといったそれぞれの強みを活かしつつ、お互い様の精神で助け合う、ともに支え合うという「ゆいまー」でつながり、地域包括ケアシステムの深化、地域共生社会の実現、SDGs の誰一人取り残さない社会の実現を目指し、基本理念(あるべき姿)を次のように定めます。

地域で生き活きと安心して暮らす

～集い、ゆいまーるでつながる あけみおのまち～

計画の位置づけ

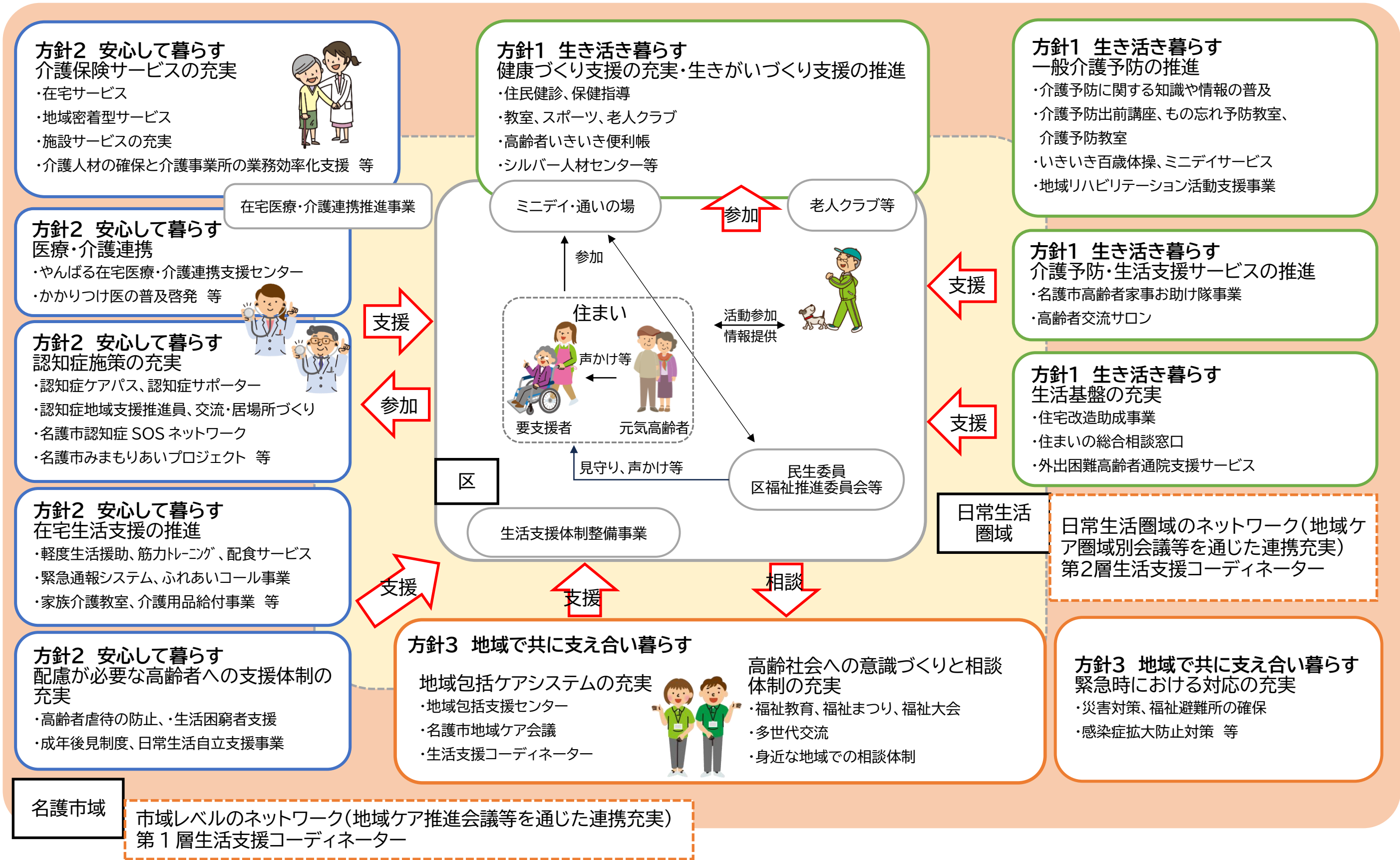
本計画は、老人福祉法第 20 条の8に基づく「高齢者福祉計画」及び介護保険法第 117 条に基づく「介護保険事業計画」を一体のものとして策定する計画です。また最上位計画である「第5次名護市総合計画」及び「第 5 次名護市地域福祉計画」等との整合性を図るものとし



施策の体系

方針	施策項目
方針 1 生き生き暮らす	(1) 健康づくり支援の充実
	(2) 生きがいづくり支援の推進
	(3) 一般介護予防の推進（介護予防・重度化予防の強化）
	(4) 介護予防・生活支援サービスの推進（介護予防・重度化予防の強化）
	(5) 生活基盤の充実
方針 2 安心して暮らす	(1) 介護保険サービスの充実
	(2) 介護保険事業の適正な運営
	(3) 医療・介護連携
	(4) 認知症施策の充実
	(5) 在宅生活支援の推進
	(6) 配慮が必要な高齢者への支援体制の充実
方針 3 地域で共に 支え合い暮らす	(1) 地域包括ケアシステムの充実
	(2) 高齢社会への意識づくりと相談支援体制の充実
	(3) 緊急時における対応の充実

名護市の地域包括ケアのイメージ



具体的な取り組み

方針1 生き生き暮らす

高齢期を迎えた方が心身を健やかに保つことができるよう、身近な場所で生きがいつくりや健康づくり、介護予防に取り組める環境の構築を推進します。

社会構造の変化に伴い、地域との繋がりが希薄化する傾向にあります。これからはアフターコロナにおける感染症対策を踏まえた社会参加のあり方を検討し、地域での取り組みを支援していきます。

さらに、高齢者が健やかに生活していく上で、住まいや移動手段の確保は重要であることから、生活基盤の充実に向けた各種施策を展開していきます。

方針2 安心して暮らす

加齢や疾患に伴う様々な機能の低下により、これまでできていたことができなくなることは、高齢者にとって大きな不安要因の一つといえます。

たとえ重度な要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせる社会を実現するため、引き続き介護保険サービスの充実、医療と介護の連携強化、在宅生活支援の推進、認知症高齢者及びその家族への早期対応、配慮が必要な高齢者への支援体制の充実等に取り組んでいきます。

また、生活様式の多様化等によって複雑化、多面化するニーズや課題に対して、公的サービス(公助)だけで対応することは困難な状況にあります。

そこで新たな課題解決手段となり得る身近な地域における住民同士の支え合い(互助)等のインフォーマルサービスの充実・創出を支援していきます。

方針3 地域で共に支え合い暮らす

年齢を重ね、介護等の支援が必要になったとしても住み慣れた地域、自宅で暮らし続けていくことを希望する高齢者が多くおられます。そうした高齢者の希望をかなえるために、地域住民をはじめとする多様な主体が相互に連携し、一人ひとりの高齢者を支える地域包括ケアシステムをさらに深化させることで、地域共生社会の実現を目指していきます。

【主な取り組み】

(1)健康づくり支援の充実

- 広報活動と個別訪問等による健診の受診勧奨、休日・個別健診等の充実
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

(2)生きがいつくり支援の推進

- 「高齢者いきいき便利帳」の活用促進、○生涯学習・交流機会の充実、○シルバー人材センター会員加入の周知と就業分野の開拓・拡充

(3)一般介護予防の推進(介護予防・重度化予防の強化)

- 介護予防出前講座、もの忘れ予防教室の実施、○いきいき百歳体操の普及・充実、ミニデイサービスの実施
- 介護予防サポーター養成講座の実施、○地域リハビリテーション活動支援事業の実施

(4)介護予防・生活支援サービスの推進(介護予防・重度化予防の強化)

- 名護市高齢者家事お助け隊事業(訪問型A)の利用促進、○高齢者交流サロン(通所型B)の利用促進

(5)生活基盤の充実

- 住宅改造助成事業の周知及び利用促進、○外出困難高齢者通院支援サービス事業の充実介護保険サービスの充実

(1)介護保険サービスの充実

- 在宅ケアの充実に向けたニーズ把握と必要なサービスの充実、○地域密着型サービスの整備

(2)介護保険事業の適正な運営

- 介護支援専門員との連携強化と支援充実、介護給付適正化事業の推進
- 介護福祉士等有資格者や元気高齢者など多様な介護人材の確保

(3)医療・介護連携

- やんばる在宅医療・介護連携支援センターの周知と地域の医療・介護等の情報発信
- 「かかりつけ医」の大切さの普及啓発

(4)認知症施策の充実

- 認知症に関する情報提供と講演会の開催、認知症ケアパスの周知啓発及び活用
- 「名護市認知症SOSネットワーク」の拡充、「名護市みまもりあいプロジェクト」の推進

(5)在宅生活支援の推進

- 緊急通報システムの設置、ふれあいコール事業の利用促進と周知
- 家族介護教室の開催、交流事業、慰労事業、介護用品給付事業の推進

(6)在宅生活支援の推進

- 虐待への対応と相談窓口の周知、成年後見制度や日常生活自立支援事業等の制度周知と利用促進

(1)地域包括ケアシステムの充実

- 地域包括支援センターの拡充及び機能強化、○「地域ケア個別会議」及び「自立支援型地域ケア会議」の開催
- 生活支援コーディネーターの活動の充実、○地域の人材の育成・確保等、地域コミュニティ活動の推進

(2)高齢社会への意識づくりと相談支援体制の充実

- 福祉教育の推進、○「福祉まつり」や「福祉大会」等への参加促進及び高齢者福祉月間等での啓発事業の推進
- 身近な地域での相談体制の充実、専門職による地域での相談対応の充実

(3)緊急時における対応の充実

- 「名護市要援護者支援システム」等を活用した災害発生時の支援体制づくり
- 防災意識の高揚と自主防災組織の設立・活動支援
- 介護事業所等の災害対策の促進支援



第 10 次あけみお福祉プラン
—名護市高齢者福祉計画及び第 9 期介護保険事業計画—
発行年月 令和6(2024)年3月
発行機関 名護市 福祉部 介護長寿課
名護市港一丁目1番1号
電話 0980-53-1212 (名護市代表)